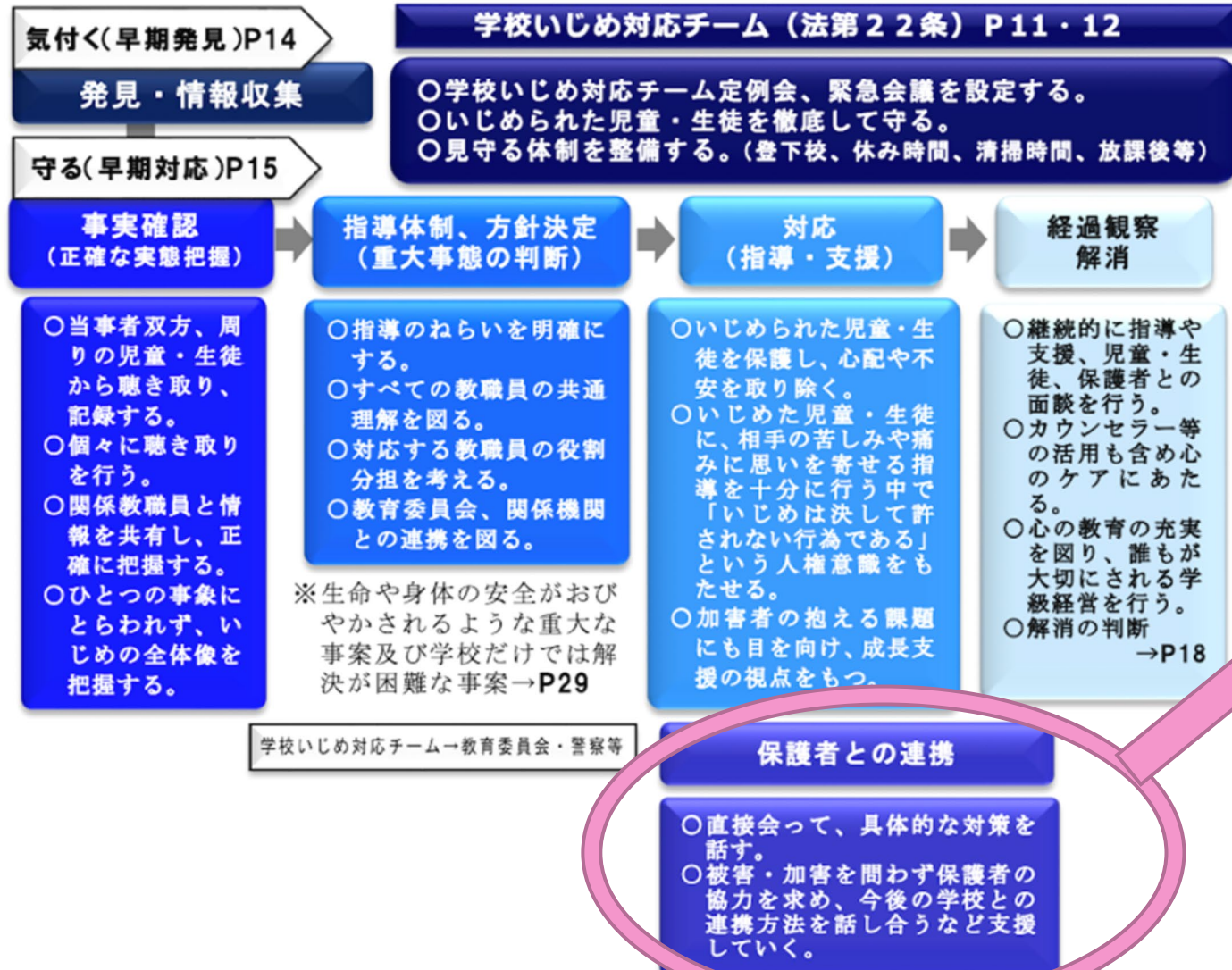


いじめ加害者への指導と 対処について整理を！

2022年9月 町田市議会 一般質問 矢口まゆ 項目3

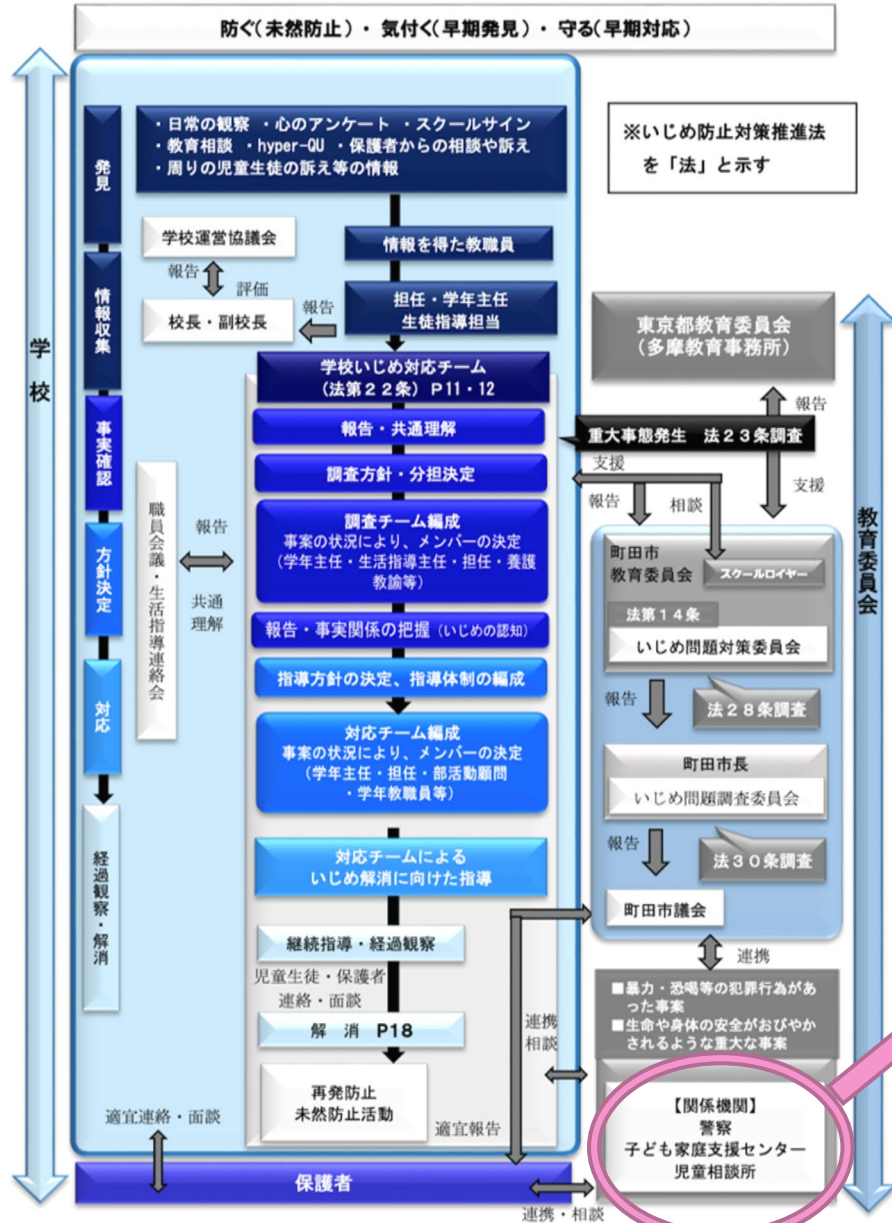
フロー図② いじめ対応の基本的な流れ



保護者と連携できない場合の対応は

- ▶ 保護者が連携する前提でのマニュアルになっている。
- ▶ 保護者が連携しない場合にはどうする？特に、加害児童生徒の保護者と連携できない場合にはいじめの解決が困難になるのでは。

いじめ（「疑い」を含む。）に係る情報がある場合には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童・生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握が重要です。



保護者と連携できない場合の対応は

- ▶ 子ども家庭支援センター、児童相談所なども連携相談先としてあげられている。
- ▶ 加害者の保護者がカウンセリングや病院受診、学校との連携等を拒否する場合などには、加害者への必要な支援が行えない可能性がある。そのような場合には、子ども家庭支援センターや児童相談所に相談することも可能なのか。

出席停止措置の具体的な基準は？ 転校は、加害者にまずは促すべきでは？

7 その他の留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会及び学校は、義務教育段階の児童・生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童・生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童・生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

自殺の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ▶ 被害者が、加害者がいる学校への登校が困難な場合には、まずは加害者に対して転校を促す必要があるのでは。この書き方では、真っ先に被害者に転校の相談を持ちかけることになるのでは。
- ▶ 出席停止は具体的にどのようなケースで使えるのかをマニュアル内に明記する必要があるのでは。

いじめ防止対策推進法より

（出席停止制度の適切な運用等）

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。